

平成26年11月17日

日本弁護士連合会

綱紀委員会

第一部会長 殿

(異議申出人)

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201

吉田 益夫 (55歳)



電話番号 073-499-7231

異議申出書補足資料一事案番号鋼第1193号、1194号、1195号

平成26年9月24日付審査開始通知書で、貴部会に審査を求められた、上記異議について下記の通り、新たに判明した事実がありましたので、証拠と共に、補足資料として提出いたします。

1. 平成26年9月18日付異議申立人の異議申出書中の添付書類5の懲戒請求対象弁護士らの異議申出人に対する告訴状による刑事告訴で、平成26年9月19日に和歌山地方検察庁で、異議申立人に対する事情聴取が行われ、その席で、和歌山地方検察庁から、添付資料にある本懲戒請求の発端である平成26年2月19日付懲戒請求対象弁護士らが、異議申出人に送った通知書(異議申出書 添付書類2)の文中に出てくる「和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」とある告訴状を和歌山地方検察庁は受理していない旨の説明があった。これは、その通知書中の告訴状が存在しないと言える話で、平成26年7月16日付の異議申出人が提出した懲戒請求に対する和歌山弁護士会綱紀委員会が出した議決書(異議申出書 添付書類1)には、「対象弁護士らは、実際に検察庁へ告訴状を提出し、その後(和歌山県警)岩出署へ告訴状の再提出を行っているとのことである。」とあり、懲戒請求対象弁護士らは、和歌山弁護士会に虚偽の報

告を行っていた疑いが強い。

なお、この話は、異議申出人が、陳述書を作成して、懲戒請求対象弁護士らが、異議申出人に対して提起した損害賠償の訴え(異議申出書 添付資料6)に対する反論の証拠として和歌山地方裁判所に提出している。(補足資料1)

2. 平成26年5月13日に本懲戒請求の発端である平成26年2月19日付懲戒請求対象弁護士らが異議申出人に送った通知書の対象に関する仮処分命令申立が和歌山地方裁判所に提起され(添付書類7)、平成26年6月24日に仮処分決定(添付書類9)が出て、平成26年7月7日に異議申出人は処置を行った(補足資料2)が、懲戒請求対象弁護士らは、異議申出人に対し平成26年7月25日に仮処分申立の本訴という位置付けの訴えの提起を行い(補足資料3)、平成26年10月29日に判決が出ている(補足資料4)。

この判決文の中で、「原告らが人格権(名誉権)に基づいて本件各スレッドの全ての情報の削除を求めることはできないというべきである。」という判断があり、これは、本懲戒請求の発端である平成26年2月19日付懲戒請求対象弁護士らが、異議申出人に送った通知書(異議申出書 添付書類2)の文中で、異議申出人に対する要求として、「各記事のみならず上記スレッドそのものを今月23日までに削除していただくように強く申し入れます。」とあるが、これが、不当なものであると、和歌山地方裁判所が認めたということにほかならない。つまり、当初から、懲戒請求対象弁護士らは、異議申出人に不当な要求を突きつけていたということが立証されたということである。

以上、平成26年11月17日現在での、新たに判明した事実であります。

補足資料

1. 補足資料1 陳述書—平成26年9月30日に和歌山地方裁判所に証拠として提出(写し)
2. 補足資料2 平成26年7月7日付書類送付について一債務者が債権者代理人に対して対象物の送信防止措置をとったことの連絡書。スレッド番号に、誤記がある。(写し)
3. 補足資料3 平成26年7月25日に仮処分申立の本訴という位置付けの訴えの訴状(写し)
4. 補足資料4 平成26年10月29日に仮処分申立の本訴という位置付けの訴えに対する判決の判決文(写し)